

学位審査基準

[薬学研究科 医療薬学専攻 (博士課程)]

1 [学位審査に係る履修要件および前提条件]

薬学研究科 医療薬学専攻 (博士課程) において、学位を審査するためには、本研究科で定める所定の必修科目的単位を取得していることが必要である。加えて、学位申請者は「医療薬学特設講座 I」または「医療薬学特設講座 II」のいずれかの講座を選択し、以下の単位付与基準の下、単位を取得していることが必要である。

(1) 医療薬学特設講座 I における単位付与基準

【アを含み、イ、ウの業績に相当する単位数を合算し、総計4単位相当以上を修得する】

- ア 複数査読制度のある国際的あるいは全国的学会誌に受理された論文が2報以上で、そのうち欧文論文の少なくとも1報は学位申請者自身が筆頭著者(equal contributionも含む)であること(掲載済または掲載が決定している論文に限る;1単位相当、邦文論文を0.5単位相当とする)。
- イ 3回以上の学会講演・発表を行い、そのうち1回は発表者であること(学会発表1回につき0.5単位相当とする)。
- ウ 薬学や医学に係わる専門家の講演を受講すること(1回の受講を0.2単位相当とする、ただし、受講の証明として参加証等のコピーを提出する)。

(2) 医療薬学特設講座 II における単位付与基準

【アとイを含み、ウ、エの業績に相当する単位数を合算し、総計4単位相当以上を修得する】

- ア 本講座を専門薬剤師の受験資格獲得支援講座と位置付け、本研究科と提携している医療機関において学位申請者自身が三ヶ月間(480時間)以上の臨床・講義研修を実施すること(1単位相当とする)
- イ 複数査読制度のある国際的あるいは全国的学会誌に受理された論文が2報以上で、そのうち少なくとも1報は学位申請者自身が筆頭著者(equal contributionも含む)であること(掲載済または掲載が決定している論文に限る;1単位相当、邦文論文を0.5単位相当とする)。
- ウ 3回以上の学会講演・発表を行い、そのうち1回は発表者であること(学会発表1回につき0.5単位相当とする)。
- エ 薬学や医学に係わる専門家の講演を受講すること(1回の受講を0.2単位相当とする、ただし、受講の証明として参加証等のコピーを提出する)

2 [博士論文の審査基準]

学位申請者は、本研究科の定める学位授与方針を十分に認知するとともに、学内倫理教育等を通じて学術研究に対する倫理観を持って研究を進め、学位申請のための博士論文として提出する。提出された博士論文については、以下の基準で審査を進める。

- (1) 学位申請者が主体的に実施した医療薬学研究を主な題材として執筆され、論理的に高い完成度になっている。

- (2) 独創性や新規性、優位性等の要素を含む学術価値がある内容になっている。
- (3) 先行する他の研究成果の内容に関して、論文中で適切に引用されている。
- (4) 関連する研究論文の単なる写しや邦訳ではなく、当該研究の礎となった過去の研究成果を引き合いに、実施した研究の背景や目的が明示されている。
- (5) 研究に適用した研究方法や得られた結果とその解釈を考察として論考し、最終的に当該研究の成果が総括されている。
- (6) 本学が規定した学位論文作成要領に則り、学位論文が作成されている。

3 [論文審査委員の体制]

特別研究指導者による指導のもとに行われた研究業績を元に執筆された論文を、本研究科に所属する教員から、専門性等を考慮の上、4名の学位論文審査委員を選出する（ただし、4名のうち2名は教授であること、主査は教授であること、指導教員は主査を担当できないことを条件とする）。また、研究分野等の特性上、研究科委員会において必要と認める場合には、研究科外の教員等1名を招聘することも可能とする。

4 [審査方法]

論文審査委員は、提出された論文について、本研究科が定める博士論文の審査基準に基づいて査読し、査読内容を学位申請者にフィードバックする。学位申請者はフィードバックされた内容を十分に考慮し、最終的な学位論文を完成させ、最終試験に臨む。

最終試験は、研究科委員会が別途指定した日に論文内容に関する研究発表会を公開で実施し、以下の評価基準に基づいて論文審査委員が総合的な最終評価を行う。主査となった学位論文審査委員は、総合的に最終評価した概要を「試験結果報告書」に記載し、専攻長へ提出する。

5 [最終試験の評価基準]

- (1) 当該研究の独創性や優位性、研究目的等を明確に論じている。
- (2) 得られた研究成果に関し、提起した論点に基づいて的確に考察している。
- (3) 得られた研究成果から期待される今後の展望について論述している。
- (4) 質疑応答内容より、学位申請者自身が当該分野や関連分野における幅広い知識や技能、思考力や問題解決力を有していることが覗える。
- (5) 発表に臨む態度が適切であり、所定の時間内で必要事項を全て含め、明瞭に研究成果を公表している。

なお、学位申請者の修了認定は、概ね2月末に実施する研究科委員会にて提出された試験結果報告書等を基に最終的に承認するものとする。

6 [その他]

(1) 論文の様式

- ア 言語は、日本語または英語とし、A4判縦置きの横書きで作成すること。
- イ 著者は、当該学生1名の単著とする。
- ウ 和文要旨（2000字程度）、もしくは英語要旨（1000 word）を作成すること。

（2）審査時期

学位論文の審査および最終試験、修了認定の時期については、最終年度の研究科委員会において定めるものとする。ただし、概ね以下の日程を目安として実施する。

ア 論文の査読時期：1月末

イ 最終試験：2月中旬

ウ 修了認定：2月末

7 [論文提出による学位（博士（薬学））]

医療薬学専攻では、原則、博士課程を経ずに博士論文のみの申請は認めない。

改定：2026年1月13日 薬学研究科委員会承認